

令和7年度第2回 子ども・子育て会議

令和8年3月25日 午後7時から
市役所2階 防災会議室

委員のご紹介

・びわこ学院大学教育福祉学部子ども学科 教授

中井 清津子

・龍谷大学社会学部総合社会学科 教授

山田 容

・玉津学区長

宮嶋 國彦

・社会福祉法人守山市社会福祉協議会

地域支援課ボランティア推進係 係長

里内 勝

・守山市民生委員児童委員協議会 会長

山本 なお栄

・もりの風こども園 園長

田邊 理恵子

・守山市立認定こども園守山幼稚園 園長

山本 博美

・守山市立吉身小学校 校長

小泉 英之

・一般社団法人守山野洲医師会 会長

松川 誠司

※順不同、敬称略

委員のご紹介

- ・守山商工会議所指導課 課長
- ・保育園保護者連絡協議会 会長
- ・PTA連絡協議会 代表
- ・みんなのひみつきち 代表
- ・合同会社Mitte 代表社員
- ・もりやま青年団 副団長
- ・守山市大型児童センター(ほほえみセンター) センター長
- ・守山野洲少年センター 所長
- ・一般社団法人ママサポートコミュニティ 代表
- ・特定非営利活動法人就労ネットワーク滋賀 相談支援員

田中 直子
前田 絵美
赤渕 義誉
藤井 朋子
佐子 友彦
川那辺 紗名
堤 夏野
北川 清司
廣瀬 香織
山口 駿士

※順不同、敬称略

会長および副会長の選任について

守山市子ども・子育て会議条例

(会長および副会長)

第5条 子育て会議に会長および副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたとき、その職務を代理する。

(※守山市子ども・子育て会議条例抜粋)

条例に基づき、会長および副会長を選任いたします。

子ども・子育て会議とは

子ども・子育て会議の役割

【子ども・子育て会議とは】

国において有識者、地方公共団体、事業主代表、労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等(子ども・子育て支援に関する事業に従事する者)が子育て支援の政策プロセス等に参画・関与できる仕組みとして設置し、都道府県、市町村においても地方版の子ども・子育て会議を設置し、事業計画策定の審議や継続的な点検、評価、見直しを行っていく役割を担う。

※守山市では「守山市子ども・子育て会議条例(平成25年)」にて会議の審議事項等を定めています

子ども・子育て会議の役割

【主な審議事項】

① 「特定教育・保育施設」、「特定地域型保育事業」、「特定乳児等通園支援制度」の利用等に関する検討

- ・各種施設の利用定員等に関して検討を行います。

保育所

家庭的保育室

乳児等通園支援制度

幼稚園

小規模保育所

認定こども園

事業所内保育所

子ども・子育て会議の役割

② 「守山市子ども・子育て応援プラン」の計画策定、変更に関する検討

妊娠前から若者までを包括的に支援していく施策・事業とそれぞれの立場においてどのように支援に取り組んでいくかの指針となる「守山市子ども・若者応援プラン」について点検、評価、見直しを行います。

- ・令和6年度 守山市子ども・若者応援プラン2025策定
(期間:令和7~令和11年度)
- ・令和9年度 プランの中間見直しを実施
- ・令和11年度 次期プラン策定



子ども・子育て会議の役割

③ 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項および

当該施策の実施状況の調査審議

- プランに定める各種施策・事業における実績等の評価、次期目標設定に対する意見
- 地域子ども・子育て支援事業の取組状況に対する評価、見込量と確保方策に対する意見
- 新規事業等に対する意見等

基本施策① 子育てについて学ぶ機会の提供・育児に対する不安等の軽減・孤立化の防止等

No.	施策・事業	取組内容	ライフステージ	担当課
1	妊産婦および新生児に対する指導(●)	○妊娠届出時から専門職による伴走型支援と経済的支援を行い、保護者の育児不安の解消と児の発育を確認していきます。(ネウボラ面接、8か月アンケート、新生児訪問、妊婦のための支援給付)	① ④	母子保健課
2	育児相談・家庭訪問	○個別相談や乳幼児健診、相談会などを通して、保護者の育児不安の解消を図ります。	① ④	母子保健課
3	親子教室(カンガルー教室)の実施	○1～3歳児で育児支援が必要な親子に対し、遊びの指導や育児相談を行うカンガルー教室を実施します。	① ④	母子保健課
4	子育て期の各種サロン・相談会の実施	○児の年齢等に応じて、専門職の助言や指導による育児不安の解消や保護者同士の交流を目的とした各種サロンや相談会を実施します。(はじめましてサロン、おやこひろば、よちよちサロン、すくすく相談会)	① ④	母子保健課
5	親子ほっとステーション	○就学前の乳幼児とその保護者へ学習・交流機会等を提供します。	① ④	社会教育・文化振興課
6	未就園児とその保護者への子育て支援事業	○子育ての不安軽減や喜びの共有等を行い、地域の仲間づくりにもつなげるため、未就園児とその保護者を対象に、育児講座や親子教室を実施します。	①	保育幼稚園課
7	子育てに関する講演会等の実施	○保育所や幼稚園、こども園の保護者に対し、望ましい家庭環境や子どもへの接し方など、子育て・親育ちの大切さについて理解を深めるための講演会や学習会などを実施します。	① ④	保育幼稚園課
8	産後ケア事業	○生後1歳までの母子に対し、医療機関などで心身のケアや育児手技の指導などを行う産後ケアを実施します。	① ④	母子保健課

今後の会議の進め方について

会議の進め方について

【会議開催の目安】 以下の開催とは別に、緊急の審議事項等がありましたら、追加で会議の開催(書面開催を含む)する場合があります。

開催年度	開催時期	主な内容(予定)
令和8年度	7月	待機児童の状況の報告と今後の対策 前年度に実施した事業の効果・検証と令和8年度の実行方針 等
	2月	次年度に向けた検討事項の審議、次年度当初予算の状況 等
令和9年度	5月	R7～8の各種施策・事業の効果・検証結果、中間見直しに向けた方針 等
	8月	人口推計、事業の見込量と確保方策の再検討、各種施策・事業の見直し方針 等
	11月	事業の見込量と確保方策の決定、各種施策・事業の見直し内容の決定、 中間見直し(案)の審議 等
	2月	中間見直し(最終案)の審議、次年度当初予算の状況 等
令和10年度	7月	前年度に実施した事業の効果・検証と令和10年度の実行方針 等
	2月	次年度に向けた検討事項の審議、次年度当初予算の状況 等

会議の進め方について

【進め方】

- ① 会議における審議項目は、事務局が提案し、委員から審議、意見等を聴取する。
※会議で出た委員の意見も反映し、審議事項を検討していく。

- ② 子育て・若者支援施策、事業の検討のため、必要に応じて当事者を会議に招集し、意見交換等を行う。